

日本語版への序文

自由で、法治国家的、民主的な憲法は、国家の組織においてどのような違いがあろうとも、基本権の保障においては互いによく似ている。それは、人および市民の自由と平等を保護する。射程に遠近の差があるものの、そのようなすべての憲法が自由と平等を保護する。それは、国家に対して自由と平等への介入を許容する。許容の要件に広狭の差があるものの、そのようなすべての憲法が介入を許容する。要件の審査のための基準において厳格度の差があるものの、そのようなすべての憲法が基準を満たさない介入を禁止している。この類似性は、相互の交流の賜物であり、ドイツと日本および世界の間の基本権に関する学問の交流も可能にしている。

私たちは、この教科書の初版を1980年代に構想し、執筆した。当時は、国法学や憲法学の教科書においては、基本権の規定は統治の規定と同じように扱われていた。すなわち、連邦憲法裁判所の判例を使いつつも、1文ごと、1概念ごとに内容を解説するものであった。すべての基本権に共通する構造は、必ずしも可視的に理解できるものではなかった。私たちの目標は、共通する構造を、統一的な解釈学的（教義学的）把握によって説明することだった。すべての基本権には保護領域があり、すべての基本権は介入することができ、すべての介入には、正当化の問題が提起される。私たちは、統一的な解釈学的把握によって、1つには、この教科書の第1部の一般的な基本権理論に到達し、基本権の保護領域をどのように確定するか、保護領域への介入になる国家行為を、保護領域に関係はするものの保護領域への介入にはならない国家行為とどのように区別するか、そして、介入の正当化をどのように審査すべきかを可能にした。それは、介入の正当化のための条文上の要件および解釈学的要件であり、審査のための方法的基準でもあった。統一的な解釈学的把握は、第2部において、個別の基本権の扱いの統一的構造に引き継がれている。

一般的基本権理論についても、個別基本権の理論についても、私たちは連邦憲法裁判所の判例の分析的検討を通じて展開した。それはドイツの法学が伝統的に判例と結びつけて解釈学を発展させて来たのと同様である。基本権学が連邦憲法裁判所の判例

の量と意義の増大に伴って、アメリカの法学の伝統である判例法学 (Case-law-Wissenschaft) の性格を帯びるようになったのは、事実である。しかし、私たちは個別事件の再現と説明に限定したのでは決していない。私たちはそれを解釈学的 (教義学的) に整序し、必要ならば批判的に解釈学的に再構成した。基本権の解釈学的取り扱いと記述にこだわることは、放棄できないように思われた。基本権を方法論的に厳密な解釈学的な取り扱いをすることによってのみ、基本権学および基本権の判例が政治的な誘惑や横どりからその自律性を主張することができる。すなわち、解釈学的に洗練することによってのみ、基本権は学生に理解可能で学習可能なものになる。ドイツの法学は、まさに基本権解釈学によって、基本権学の世界的交流に貢献する。私たちの教科書が日本、ブラジル、ポルトガルで得た関心は、まさに基本権の解釈学的把握と、その把握から得られる基本権事件の、保護領域の認定・介入の認定・正当化という3段階での取り扱いに関するものであり、やがて連邦憲法裁判所の司法にも受け入れられた審査の図式であった。

私たちの教科書は、学習者にとって教材が明快で把握しやすく、理解しやすいもので、基本権の学習が試練であっても刺激に満ちた課題になることを意図している。国法、憲法においては、そのうえに、学説が自由、法治国家、民主制の価値にとつての意義を強めること、すなわち、自由で、法治国家的で民主的な憲法国家の準則と制度の意味および、それなくしては憲法国家も市民も繁栄しない契機を与えることが求められている。私たちの教科書が教材の提供に成功しているかどうかは、学生の学習の質から読み取ることができる。本書によって憲法国家 (立憲主義国家) との結びつきや憲法国家のための取組が促進されることを希望するのみである。自由で、法治国家的で民主的な憲法国家を現出させる圧力が高まる中で、このことはますます重要になっている。

私たちは、この間に、私たちの教科書を私たちの門下生であるトルステン・キングレーンとラルフ・ポッシャーの手に委ねた。私たちは彼らが上首尾に仕事をやってくれていることを知っている。解釈学、方法論、自由、法治国家および民主制は、彼らにとつても私たちと同様に重要であり、基本権保護のヨーロッパ化や国際化のような基本権解釈学の新たな発展を、基本権保護の多元的制度の手がかりと請求権の説明を含めて取り込んでいる。それは、私たちにとつても常に重要だった事項である。私たちの教科書が、今後は彼らの教科書としても、ドイツと日本の基本権学の学問的交流に貢献するだろう。

2018年7月 ベルリン／ミュンスターにて

ボード・ピエロート
ベルンハルト・シュリンク

第31版序文

基本法の基本権は、本教科書の初版が刊行されてから、多くの領域と多くの局面において判例、法学および政治によって形成され発展してきた。最も重要な変化の1つは、基本権保護のヨーロッパ化と国際化である。その結果、基本法の基本権は、超国家的ないし国際的な基本権保護との関連で教え、学ばなければならなくなった。したがってこの版でも、欧州司法裁判所と欧州人権裁判所の判例を個別基本権の記述において強化して組み入れた。とりわけ平等権の章で強化したが、その他のところでも大幅に加筆した。

私たちは、私たちの研究室の助手の精力的な協力に対して感謝する。レーゲンスブルクでは、Martin Ahtner, Eva Braese, Paul Keller, Tatjana Linsenmeier, Johannes Thieme, Julia Weitensteiner, Petra Bettingerの諸氏であり、フライブルクではJohannes Buchheim, Mark Buse, Richard Dreßler, Jannik Helbig, Tilman Imm, Lukas Landerer, Pia Rixner, Kathrin Strauß, Kolja Strübing, Laura Wallenfels, Laura Wissner, Sabine Bennemannの諸氏である。

読者からの指摘や批判を期待する。

2015年7月 フライブルク／レーゲンスブルクにて

トルステン・キングレーン
ラルフ・ポッシャー